

第46号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

職員の育児に係る負担軽減を図り、仕事と育児の両立をより一層推進していくため、新たな休暇として、子育て部分休暇を定める。

2 改正内容

(1) 対象者および承認期間

満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

(2) 取得単位

1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認（別途規則改正予定）

(3) 給与の取扱い

承認期間はすべて無給となり、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象とする。（別途規則改正予定）

3 施行日

令和7年4月1日

<参考> 現行の部分休業制度について

(1) 対象者および承認期間

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(2) 取得単位

1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認

(3) 給与の取扱い

承認期間はすべて無給となり、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象とする。

新旧対照表

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項、<u>第9条の4第1項および第3項ならびに第16条の3第1項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項<u>ならびに第9条の4第1項および第3項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p data-bbox="197 228 293 260"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="147 272 734 304"><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	